

福生市教育委員会会議録

平成24年第4回定例会

- 1 開催年月日 平成24年4月26日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時35分
- 4 場 所 第2棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員
委員長 長谷川 貞夫
委員長職務代理者 平野 裕子
委員 加藤 美子
委員 渡辺 浩行
教育長 宮城 眞一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名
教育次長 田村 博敏
参事 佐伯 英徳
庶務課長 高木 裕
学校給食課長 山崎 勇
生涯学習推進課長 高橋 邦彦
スポーツ推進課長 鳥越 裕之
公民館長 高橋 清樹
図書館長 島 弘
主幹 浅野 正道
教育センター主幹 笹本 幸三
指導主事 田村 亜紀子
指導主事 森 保亮
- 8 傍聴人 1名

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 報告第 16 号 福生市感謝状贈呈基準のその他についての取扱い（内規）
について
- 日程第 4 報告第 17 号 平成 24 年度学校と家庭の連携推進事業について
- 日程第 5 報告第 18 号 平成 24 年度学校行事・指導事業・研究等予定について
- 日程第 6 報告第 19 号 福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 7 報告第 20 号 平成 24 年度学校経営方針説明会について
- 日程第 8 報告第 21 号 平成 24 年度青少年自立援助センタータメ塾・子ども日本語教室による日本語指導及び平成 23 年度の日本語指導の実績報告について
- 日程第 9 報告第 22 号 福生市公立小・中学校平成 23 年度卒業式及び平成 24 年度入学式の実施報告について
- 日程第 10 報告第 23 号 福生市若手教員育成研修要綱及び細目について
- 日程第 11 協議事項 3 平成 24 年度食育研究事業について
- 日程第 12 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成24年第4回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 4月に入り、多くの事業等がございまして、さらに本日は定例会に御出席をいただき、ありがとうございます。

では、前回の委員会以降の状況につきまして御報告をさせていただきます。まず、緊急な取組としまして、4月22日に発生しました八王子市内の中学生のバスジャック事件を受けての対応でございます。この件につきましては、市内各校に生活指導の徹底を図るよう指示をいたしましたところでございます。

なお、東京都教育委員会におきましても、4月24日に緊急の臨時指導事務主幹課長会議が持たれておりまして、市教育委員会に対します通知等がされたところでございますので、後程、参事から報告をさせていただきます。

続きまして、学校教育関係でございますが、3月から4月にかけては、卒業式、修了式、入学式、始業式等が終わったところでございます。委員の皆様には御出席をいただき、告辞をいただきまして大変ありがとうございました。

また、学校職員の人事配置につきましては、すべての教員配置が終わり、各学校では順調に授業等が進められているところでございます。

それから、被災地教員派遣でございますが、平成24年度の派遣が決定し、福生市からは第六小学校の村井晃子教諭が宮城県栗原市の若柳小学校へ派遣されることとなりまして、既に4月1日から勤務についているところで、平成25年3月末までの派遣期間となっているところでございます。

なお、平成23年度の派遣教員でありました我妻裕太教諭は、既に帰還いたしまして、福生第一小学校の教員として勤務をいたしているところでございます。

続きまして、全国学力・学習状況調査でございますが、4月17日に行われております。昨年は東日本大震災の影響で中止となりましたが、今年度は全国から約3割の抽出校による調査で、福生市では1校の抽出校でございました。市内の他9校につきましては、希望があれば調査に参加できるということですので参加をしているところでございます。対象の学年は、小学校6年と中学校3年で、対象の教科は、従来の国語、算数、数学に加えまして、今年度から理科が加わっております。なお、調査結果の公表は8月頃でございます。

続きまして、東京都におけます学校給食食材の放射性物質検査の件でございますが、4月17日に学校給食担当への実施説明会が持たれたところでございます。学校給食食材の放射性物質について、全都にわたっての検査方法等について説明されたということでございます。これも後程、担当から御説明申し上げますが、各区市町村に割当てがされておまして、検査の頻度は、年に3回、つまり1学期毎に1回程度ということですので、そういう意味では多くの期待はできないのですが、市として独自に検査機器を購入する予定はないので、検査ができる機会があれば利用するをいたしまして、食材の持ち込み検査を受けていきたいと考えております。

次に、福生市公立学校教育研究会でございますが、4月18日に総会を持ちまして、平成24年度の研究活動が始まったところでございます。これまでも小・中学校のつなぎについて指示をしてきたところでございますが、今年度はさらに一步踏み込み、小・中学校9年間の連続を意識した研究に当たるといった報告を受けているところでございますので、成果を期待したいと思います。

それから、6月に予定をされる各小学校の日光移動教室でございますが、4月20日、21日に実地踏査を行っております。特に放射線のホットスポットについて注意しておりますことから、放射線量の測定をしながら実地踏査をしたということでございます。この結果を踏まえ、活動や行動範囲の制約等をしながら実施の方向で進めていけたらと考えています。後程、担当から報告を申し上げますが、御検討いただきながら教育委員会としての方針を決定させていただければと思います。

それから、中学校の新1年生の宿泊研修でありますスプリングスクールについてでございますが、これにつきましては、第三中学校の4月25日から27日までの3日間を皮切りに、今後第一、第二中学校が取組をすることになります。

社会教育関係では、海外派遣事業の派遣生の選考が行われまして、4月8日に第1次選考を、4月22日に第2次選考を行いまして、派遣の12人が決定したところでございます。

それから、市の動向といたしましては、国民体育大会における福生市の常任委員会が3月下旬に開催され、来年の開催に向けましての準備を着々と進めているところでございます。

それから、福生市長選挙が5月に予定されております。

諸会議等では、市議会が2月28日から3月27日にかけて第1回定例会が持たれたところでございます。これにつきましても後程、御報告を申し上げます。

教育長会の会議は、東京都市教育長会の定例会総会が4月11日に開催をされており、今年度の教育長会の会長と役員が決まったところでございます。また、全国都市教育長協議会理事会が開催され、5月の全国大会などについて調整が行われました。

なお、これらの会議につきまして、この教育委員会定例会で御報告申し上げる事案は特にございませぬ。

続きまして、東京都教育施策連絡会が4月13日に東京都庁で開かれ、既に資料等の御配付をさせていただいておりますが、それ以上の内容は特にございませぬ。

また、4月1日付で人事異動がございまして、教育委員会事務局の職員も異動がありましたが、本年度も引き続き御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

委 員 長

教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

平成24年度の被災地派遣教員は何名か教えていただけますか。

参 事

宮城県への教員派遣の総数でございますが、小学校の教諭が22名、養護教諭が3名で、養護教諭につきましては、都立の特別支援学校からの派遣になっております。今年度は合計25名の派遣となっております。

委 員 長

ありがとうございます。

今年度の海外派遣生の男子、女子生徒の内訳を教えてください。

生涯学習推進課長

男子生徒5名、女子生徒7名でございます。

委 員 長

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、報告第16号、福生市感謝状贈呈基準のその他についての取扱い（内規）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第3、報告第16号、福生市感謝状贈呈基準のその他についての取扱い（内規）について説明をさせていただきます。

教育委員会では毎年3月に教育委員会表彰を行っておりますが、この表彰式は年1回の催しであることから、例えばこの表彰後、すぐに警察や消防署から感謝状が贈呈されるような篤行がございますと、対象者への表彰は約1年後となってしまいます。感謝状を速やかに贈呈することにより、教育委員会としての気持ちを表することができる効果がございます。

市の感謝状の贈呈に関しましては、福生市の感謝状贈呈基準がございます。感謝状は市長または行政委員会が贈呈するという規定がなされておりますので、行政委員会である教育委員会が感謝状の贈呈を行うことができます。感謝状を贈呈する対象のうち、「その他」という項目がございます。そこでは福生市表彰条例の対象とはならないが、多大な功績、篤行または奇行な行為のあった個人、または団体で特に市長等が必要と認めたものという規定がございます。この「市長等」の「等」は教育委員会も指すものでございまして、教育委員会が決定できるという規定でございます。

感謝状の対象事例でございますが、学校及び教育委員会に関する事業並びに教育関係施設において、人命救助、火災の初期消火、犯人逮捕等に貢献する行為を対象といたします。

取り扱いにつきましては、情報を得た際は速やかに教育長より感謝状を授与し、教育委員会へ報告することを定めてございます。

その他の規定は、感謝状贈呈者が、既に警察署、消防署から感謝状を贈呈されている場合は、教育委員会の表彰候補者とするという規定でございます。

関係各機関には対象者の情報収集に努め、漏れのない対応を行うよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第16号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第16号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第4、報告第17号、平成24年度学校と家庭の連携推進事業についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、報告第17号、平成24年度学校と家庭の連携推進事業につきまして御説明申し上げます。

本市では、昨年度、不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応するために、東京都教育委員会が実施いたします学校と家庭の連携推進事業の委託を受け、小学校3校と中学校3校に家庭と子どもの支援員とスーパーバイザーを配置いたしました。各配置校では家庭と子どもの支援員が学級担任と連携しながら、不登校傾向の児童・生徒の登校支援や保護者との相談を行ったり、登校した児童・生徒の様子をきめ細かく観察したりと、学校と家庭とをつなぐ役割を果たしているところです。また、スーパーバイザーは、それぞれの配置校における児童・生徒及び保護者等に関する課題につきまして、専門的な立場からの助言及び支援を行ってまいりました。

東京都教育委員会は、今年度、新たに小学校100校、中学校50校の追加募集をしまして、本市では昨年度からの継続校のほかに、新たに小学校4校、すなわち全校で学校と家庭の連携推進事業を実施することとなりました。

5月18日には家庭と子どもの支援員連絡会を開催し、各学校の支援員がより効果的に職務に取り組めるよう、情報交換とともに必要な指示や連絡を行う予定でございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

家庭と子どもの支援員ですけれども、学校によってお一人であったり複数であったりしますが、どういう理由からでしょうか。

主幹 例えば第一小学校では外国人の方がいらっしゃいますが、この方は日本語学級出身で、現在、日本語学級を支援していただいております。学校の課題に応じて配置人数も異なります。ただし、家庭と子どもの支援員が学校へ勤務できる日数、回数は決まっております、それは1人当たりではなく1

校当たりですので、ある学校は3人だとすれば日数、回数を3分割することになります。

委員長 年間何日位、勤務していただけるのですか。
主幹 家庭と子どもの支援員につきましては、1校当たり週3日、年間で30週となります。スーパーバイザーは1校当たり年3回となっております。

委員長 他に質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終ります。
お諮りいたします。報告第17号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第17号は報告のとおり承認することといたします。
次に、日程第5、報告第18号、平成24年度学校行事・指導事業・研究等予定についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第5、平成24年度学校行事・指導事業・研究等予定について、説明させていただきます。
平成24年第2回教育委員会定例会のその他報告事項として、2月段階での案をお示ししておりましたが、このたび確定版としてまとまりましたので、御報告申し上げます。
以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
質疑はございませんか。
ないようでしたら、質疑を終ります。
お諮りいたします。報告第18号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第18号は報告のとおり承認することといたします。
次に、日程第6、報告第19号、福生市立学校教職員の人事異動についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第6、報告第19号、福生市立学校教職員の人事異動についてでございます。
3月の定例会時に、3月21日現在の人事異動について報告をしております。

すが、その後4月10日までに新たに10名の教員を配置しております。

内訳でございますが、3月22日付の第9次内示で配置された教員が1名、新規採用教員につきましては、4月1日付の任用が6名、4月9日付の任用が2名、4月10日付の任用が1名、合わせて10名でございます。このことによりまして、平成24年度新規採用教員の合計数は25名になりまして、内訳でございますが、平成23年度期限付任用教員が、今年度正規の採用ということで、条件付任用教員になりましたが、その者が5名と、平成24年度の条件付任用教員が13名、平成24年度の期限付任用教員が7名の合計25名でございます。

以上で報告とさせていただきます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野委員 「条件付き」という意味がわからないので、教えていただけますか。
- 参事 以前、補欠合格という制度がありましたが、これが平成19年度から期限付任用教員制度となりまして、半年ごとに更新をしていく形となります。給与等は正規合格の条件付任用教員も、期限付任用教員も変わりはありませんが、条件付任用教員は、1年間の研修を経て正規の教員になりますが、期限付き任用教員につきましては、身分は臨時的任用教員とほぼ同じでありますので、4月から9月いっぱいまでの半年の任用で、所属長が評価をすれば、また更新をするのですが、ただし、新たに今年度の採用選考、特別選考という形で受験をして、合格していただかないと正規合格にはならないという制度でございます。
- 平野委員 これらの先生方は、担任は持てないのですか。
- 参事 職務は条件付任用教員も期限付任用教員も同じでございますので、担任を持っております。
- 委員長 教諭という資格には変わらないのだけれども、条件がいろいろ違うのです。新規採用の場合でも1年後に正式の任用となるのですが、それと条件付任用教員とどう違うのですか。
- 参事 条件付任用教員につきましては、1年間の研修を経て正式採用になるわけですが、期限付任用教員は半年更新で、今年度、選考合格をすれば、来年度、条件付任用教員になり、やはり1年間の研修を受けて正規合格となります。ただ、教員研修で初任者研修がございますが、多少受ける講座等とは変わりますが、同じような形で、東京都の研修の実施要綱に基づいて期限付任用教員も研修を実施します。ただ、宿泊研修につきましては、期限

付任教員は今年度は参加はせず、来年度、条件付になった際に宿泊研修を参加するといった研修上の違い等もございます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長 この資料にある新規採用というのが条件付採用ということですか。ここには期限付と新規採用としか表示はありませんが。

参事 条件付と期限付もあわせて新規採用ということなのですが、資料にございます新規採用のうち、括弧書きの「24年度期限付」は先程も申し上げましたが、半年更新で、括弧書きの「23年度期限付教員」という方は、昨年度は期限付き教員で、正規合格してこの4月から条件付き任教員になったという表示であります。

教育長 若干補足を申し上げますと、公務員の場合には原則として1年間は条件が付いた採用であるということです。ですから、一般の行政職も教員も皆1年間は条件付きということで、不適格な人材である場合は2年目以降は採用されないという意味です。

委員長 新規採用とあれば、最初の1年間の行動をよく見て判断するということで、すべての職員が条件付きとなるということですね。新規職員の御指導をよろしくお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第19号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第7、報告第20号、平成24年度学校経営方針説明会についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、報告第20号、平成24年度学校経営方針説明会につきまして御説明を申し上げます。

福生市立学校長が、学校の置かれている現状と課題を踏まえた学校教育目標や、学校経営方針及び学校運営の重点等についての説明を行うことにより、教育委員との共通理解を深め、生きる力を育成し、信頼される学校づくりに資することを目的といたしまして、昨年度より学校経営方針の説明会を実施しております。今年度は第2回目となり、開催日時は5月14日の午前10時から12時までで、場所は市役所第1棟2階の会議室です。内容

といたしましては、学校の現状及び課題、これは昨年度の学校評価の結果等も含むものです。それと学校長による学校経営方針等の説明ですが、各学校の持ち時間は8分としまして、説明終了後に教育委員の皆様からは約2分間の質疑応答をいただくといった予定です。今後、各学校からの資料が集まり次第、事前配付をさせていただきますので、お目通しいたいで御意見や御質問等をちょうだいしながら共通理解を深め、生きる力を育成し、信頼される学校づくりに資するようにしてまいります。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

学校経営方針説明会ができた経過は、教育委員が学校訪問した際に学校側から経営方針を述べていただくのですが、時間が足りなく、十分な説明や質疑等ができないうちに終わってしまうケースも多々あったことから、学校の現状あるいは要望を十分聞く時間をつくりたいからでしたね。この説明会では、我々が学校へお聞きするというより、むしろ各学校と知り合うことで、私どもが学校訪問した際に効率よく自由な御意見をいただくということが、これを行う一つの柱なのだということを学校へお伝えいただければと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第20号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第20号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第8、報告第21号、平成24年度青少年自立援助センタータメ塾・子ども日本語教室による日本語指導及び平成23年度の日本語指導の実績報告についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第8、報告第21号、平成24年度青少年自立援助センタータメ塾・子ども日本語教室による日本語指導及び平成23年度日本語指導の実績について報告申し上げます。

この事業でございますが、平成21年10月から市内に定住しております外国人の子どもの就学支援事業を展開しているNPO法人青少年自立援助セ

ンター子ども日本語教室、通称「タメ塾」が、平成22年度から2年間、文部科学省の外国人児童生徒の就学支援に係る事業を受託されたことを受けまして、平成22年6月より、市内の小・中学校に在籍します外国人児童生徒等の学校生活への適応を目的とした日本語指導、及び日本の生活習慣に係る指導を行っていただくことをお願いするとともに、タメ塾に通う児童生徒の出席につきまして、平成15年5月に文部科学省から通知されました不登校への対応のあり方の指針を踏まえ、指導要録上の出席扱いとすることを確認するべく、入塾までの手続及び塾、学校、指導室の連携等につきまして整備しながら進めてまいりました。その後、平成23年12月20日に国からの補助金が打ち切られましたので、平成24年3月31日まで福生市公立学校に在籍し、タメ塾に通う児童生徒につきましては、市費で助成してまいりました。しかし、このたび平成24年度は再び国からの助成が決定されたことから、これまでどおりタメ塾に対しまして、本市の小・中学校に在籍する児童生徒の日本語指導をお願いをするものでございます。この国の事業は、平成26年度までの3カ年と限定されておりまして、助成金は単年度ごとの申請となります。他の事項につきましては、平成22年度の事業内容と変わっておりません。

続きまして、平成23年度の日本語指導の実績でございますが、資料を御参照願います。平成24年3月23日現在のタメ塾に通っておりました福生市立小・中学校に在籍している児童生徒の一覧でございます。中学校3年生については全員進学先が決定しています。

以上で報告とさせていただきます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 加藤委員 子ども達の国籍については、わかりますか。
- 参事 国籍までは確認しておりませんが、例えばタガログ語を主たる言語とする者、スペイン語を主たる言語とする者、それから北京語、英語、等々さまざまございまして、それに個々対応しているということでございます。
- 加藤委員 実際にどのように教えているのか、指導方法についてお聞きしたいです。
- 参事 日常的な授業については、基本的には英語と日本語で行っております。例えば、基本的にタガログ語を主たる言語としている子どもについても、主な言語としては英語、そして極力その中で日本語を使って、少しずつ日本語を学んでいくというような形での指導体制をとっております。
- 委員長 要するに日本語を話したり、読み書きできることが目的ですね。私が知っている帰国子女の中高等学校ではカード等を使いながら、実物と言語

をあわせた形で徐々に教えていく方針をとっていますので、教員が子どもの主たる言語を知らなくても日本語を指導できるという体制を整えております。福生市内では日本語以外の言語を主としている子どもの言語の種類は数十とも聞いていますが、それらすべてについて対応できる塾というのは経営上成り立たないだろうと思います。またこの事業で、子ども達がどの程度、日本語について習熟したかを明確に検証できる方法があるといいですね。

加藤委員 参事 そうすると、英語を主体として日本語を教えているという形なのですか。基本的に授業は日本語です。もちろんその中でわからないことについては英語だったりスペイン語だったり、片言のタガログ語等で対応しています。日本語を指導するというのが主たる目的でありますので、日本語教育についてしっかりと能力を取得されている講師がおります。なかなか通常の公立学校では展開するのは難しい工夫を凝らした授業をされていますので、ぜひ御覧になっていただきたいと思います。

平野委員 参事 資料を見ると、土曜日や放課後に通っている子どもが多いのですが、正規の授業を受けつつ補助的に土曜日や放課後に学習をしているということですか。そうしますと以前、タメ塾へ出席した場合は学校の出席日数として数えていただけというお話がありましたけれども、それが適用されるのは、学校時間内にタメ塾へ行ったときだけですか。

参事 日本語の習熟度に応じて通所の回数が決まってきますので、日本語についてかなり集中的に習得をさせる必要があるだろうという子どもについては、日常の授業のあるときに部分的にタメ塾へ通ってもらっています。小学生等については送迎をタメ塾にいただいていますし、送迎時の保険等の措置もしています。それについては、指導要録上の出席扱いにしています。それ以外の放課後、土曜日については、中学校3年生の進学等で日本語をある程度習得した者で、集中的な個別学習をするということで指導をしていただいています。個に応じたプログラムで通う日数等が変わっていくという状況でございます。

平野委員 参事 1日にどの程度タメ塾で勉強するのでしょうか。それも一人一人にプログラムがあって、その細かな時間割によりますので、授業時数は変わってきます。

平野委員 参事 他市からの子ども達も来て、一緒に勉強されているのですか。はい、福生市だけでなく昭島市、青梅市、羽村市、他近隣からも通ってきています。

委員 長 国の法律で就学年齢になったら学校に入れなければいけないということですが、様々な国籍の子ども達について、福生市だけで十分な教育ができるかについては、毎年のように議論していますけれども、十分にするには相当な予算が伴います。したがって、私どもがどう考えているかといった教育委員会としての方針を出して、それを市長部局、議会に御理解をいただかないと満足のいく指導はできないかと思えます。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第21号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって報告第21号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第9、報告第22号、福生市公立小・中学校平成23年度卒業式及び平成24年度入学式の実施報告についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 日程第9、報告第22号、福生市公立小・中学校平成23年度卒業式及び平成24年度入学式の実施報告について報告いたします。

平成23年度の卒業式は、小学校は3月23日、中学校は3月16日に、それぞれ国旗掲揚及び国歌斉唱並びに会場設営等におきまして適正に実施されました。また、平成24年度入学式は、小学校は4月6日、中学校は4月9日にそれぞれ卒業式と同様に適正に実施されております。

以上、報告とさせていただきます。

委員 長 続けて、日程第10、報告第23号、福生市若手教員育成研修要綱及び細目についての報告もお願いします。

指導主事 では、日程第10、報告第23号、福生市若手教員育成研修要綱及び細目について報告いたします。

教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研修と修養に努めなければならない。」第23条には、「公立小学校等の教諭等の任命権者が当該教員等に対して、その採用の日から1年間の教職員職務の遂行に必要な事項に関する実質的な研修を実施しなければならない。」と規定されており、これまでも福生市では初任者研修として実施をしてまいりました。東京都におきましては、東京都若手教員の育成研修として3年間の研修体系を整備し、平成22年度から段階的に導入しており

ます。3年間の研修体系が整いました今年度より、新たに東京都若手教員育成研修実施要綱及び細目と関連する研修の要綱及び細目が規定されたことに伴いまして、福生市若手教員育成研修実施要綱及び細目と関連する研修の要綱及び細目を規定いたしました。

まず、資料の若手教員育成研修全体を規定する要綱及び細目でございます。1年次教員及び採用初年度に当たる教員となります新規採用養護教諭、新規採用栄養教諭、期限付任用教員に対する研修の要綱及び細目を示してございます。次に2年次教員に対する研修、3年次教員に対する研修の要綱及び細目を示してございます。今年度より福生市におきましては、これらの要綱及び細目に従いまして必要な研修を行ってまいります。

以上、報告させていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

まず初めに、日程第9の報告第22号、福生市公立小・中学校平成23年度卒業式及び平成24年度入学式の実施報告について質疑がありましたらお願いいたします。

資料の表は、東京都へ提出するものですか。

指導主事 はい。

委員長 わかりました。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第22号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第22号は報告のとおり承認することといたします。

続いて、日程第10の報告第23号、福生市若手教員育成研修要綱及び細目について質疑がありましたらお願いいたします。

資料に福生市公立学校教員研修案内もあるのでありますが、その中に東京都が主催する研修については、各自ホームページから申込みをしてくださいとあります。本市には研修センターがあるので、むしろそれを積極的に知らせていくという役割もあると思うので、各自でホームページへというのではなく、研修の申請はもちろん、市ではできないような国や都の研修を発信していただけるとありがたいです。

市の研修についてはいい人材を育ててください。福生市へ赴任して、すてきな教員になって他市へ転出していくといった良いわさが立つといいですね。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第23号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第23号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、協議事項3、平成24年度食育研究事業についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、協議事項の3、平成24年度食育研究事業につきまして御説明申し上げます。

今年度、東京都教育委員会は、公立学校における食育のさらなる推進を目指し、当教育委員会の指定する研究課題について、実践的な研究を行う食育研究指定地区を1区8市に指定いたしました。本市も指定地区となり、あわせて栄養教諭が配置されております。それにより本市の食育のさらなる推進を目指し、教育委員会が指定する研究課題について、実践的な研究を行うために、栄養教諭の配置及び事業の円滑な実施を図るための検討委員会の設置と、必要な事項を福生市食育研究事業実施要綱として定めることといたします。

まず、第1条で、本要綱の趣旨を示しており、福生市立小・中学校における食育のさらなる推進を目指し、本市教育委員会が指定する研究課題について実践的な研究を行うために、栄養教諭の配置及び事業の円滑な実施を検討する検討委員会の設置等に関し、必要な事項を定めるものとしております。そして、第2条では栄養教諭の配置、第3条では検討委員会の設置、第4条では検討委員会の組織を示しております。第5条では研究内容、第6条では任期、第7条では会議、第8条では庶務についてを示しております。

附則といたしまして、本要綱は本年5月1日から施行するものとしております。

さらに、本日、お手元に配付しました資料は、現時点における検討委員会の委員の名簿でございます。今後、本要綱に基づき1年間の本市の教育

食育研究事業を推進し、小・中学校における食育の一層の充実を図ってまいります。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

予算はどの位つくのですか。

主幹 東京都からの委託金がございます、42万8,000円です。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。協議事項3は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、平成24年第1回福生市議会定例会の報告について教育次長より説明願います。

教育次長 それでは、平成24年第1回福生市議会定例会の結果について御報告をさせていただきます。

会期につきましては、2月28日から3月27日まで29日間ございました。案件でございますが、議案につきましては25件で、そのうち主なものを資料に記載させていただいております。

なお、ここに記載させていただきましたものにつきましては、先の2月教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただいておりますので、概略のみの説明とさせていただきます。

まず、平成24年度福生市一般会計予算でございます。予算総額でございますが、予算総額は220億7,700万円、前年度と比較いたしまして4億3,300万円の増、率で2.0%の増でございます。そのうち教育費につきましては24億1,719万6,000円で、一般会計全体に占める割合につきましては10.9%でございます。また、前年度との比較では1億9,693万5,000円、率で8.9%の増でございます。一般会計の増の理由でございますが、平成23年度から平成24年度にかけた大規模事業でございます牛浜駅自由通路整備事業などを実施するためでございます。また、教育費の増の理由でございますが、こちらにつきましては、職員人件費の減や平成23年度の第二小学校校庭改良

事業などの減はございますが、わかぎり会館改良事業、第三中学校通級指導学級設置事業あるいは中央図書館外壁等改良事業などを実施することにより増となっております。

次に、平成23年度福生市一般会計補正予算（第5号）でございますが、学校関係で申し上げますと、第七小学校給水施設改良事業費、第一中学校特別支援学級教室改良事業費、また第一中学校便所改良事業費につきまして、実績により減の補正を行っております。

次に、福生市公民館条例の一部を改正する条例と福生市図書館協議会条例の一部を改正する条例でございますが、この2つの条例改正につきましては、社会教育法と図書館法の一部改正に伴いまして、公民館運営審議会と図書館協議会の委員の選出基準を改めるためのものがございます。

次の福生市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月の組織改正に当たりまして、スポーツ振興課をスポーツ推進課に改めることによるものがございます。なお、これらの条例につきましては、すべて可決してございます。

また、本日配付させていただきました、「みんなの力で暴力団排除を」というチラシがございますが、福生市暴力団排除条例について、3月議会におきまして可決されております。東京都では平成23年3月に東京都暴力団排除条例を制定し、同年10月1日から同条例を施行いたしましたところがございます。福生市におきましても市民の安全で平穏な生活を確保し、企業活動の健全な発展に寄与するため、本条例を制定したところがございます。基本理念につきましては、「暴力団と交際しない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団を利用しない」でございます。担当の安全安心まちづくり課では、このチラシを商工会や町会、また小・中学校の教員などにも配布を予定しておりますので、参考に配付をさせていただきました。今後につきましても市を挙げまして暴力団排除活動を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、一般質問の関係でございますが、一般質問につきましては17名の議員からありましたが、そのうち教育関係の質問は12人の議員からございました。質問内容等につきましては資料のとおりでございますので、お目通しをいただければと存じます。

以上、平成24年第1回福生市議会定例会の報告とさせていただきます。

委員長

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 神明通りのスクールゾーン指定についての御質問がありましたけれども、先日、京都府では通学路における交通事故が発生しており、その事故現場は以前から危険だと言われていたけれども、改善はされていなかったと聞いております。神明通りも近隣住民の方や児童の保護者からは危険だという声が出ているということですので、注意をしなければいけないのではないかと思います。

それから、学習支援ソフトについての御質問がありましたが、これは教育センターで作成したもので、第一小学校では春休みに補習授業で使ったり、家庭学習でも使っていただけるようになっているのですが、こういう学習支援ソフトが家でも活用できることを、もっと保護者の方に知っていただきたいということと、これについて自分がどの段階まで学力を備えているかがわかるものがあればいいかと思いました。もしかすると中学生でも小学校で学ぶ内容について理解できていないというお子さんも中にはいらっしゃるかもしれません。そういった子ども達がこのソフトを使って気軽に勉強ができればいいかと思いました。

委員長 スクールゾーンの件については、福生警察署に対して要望した経過はあるが、残念ながら実現はされていないと回答しています。ですから、教育委員会としては要望しているのだということは明らかなのですね。ですから、スクールゾーンについて警察へは重ねて考えていただきたいということと、年に2回ですが、交通安全対策協議会に教育長と私が出席していますので、さまざまな機会でお伝えいただくということはいかがでしょうか。

平野委員 はい。

委員長 それから、学習支援ソフトについてはとても素晴らしいことですが、それを家庭にまで広げるには難しきろうと思えますけれども、いかがですか。

平野委員 パソコンがない家庭もあるからということですか。

委員長 はい。

平野委員 ない場合については、要望すれば学校がプリントアウトをして紙を渡すとか、自主学習につながるものとしてつくっていただいておりますので何とか利用できたらと思います。

教育長 今2つの質問について、現況を担当課から説明をそれぞれしてください。

庶務課長 まず、通学路の安全点検は、学校と保護者、そして教育委員会庶務課が一緒になって危険箇所と思われる箇所をチェックしています。例えばこの神明通りにつきましても、通行規制の要望が出ておりますが、警察の見解

では、地域住民が交通規制の対象になってしまいますので、地域の意見も含めて要望を上げてほしいということがございます。

教 育 長 補足しますが、教育委員会事務局庶務課では年に1回、学校教職員、PTA、市長部局の安全安心まちづくり課職員、施設課職員とともに各学校の通学路の安全点検というのをしております、その中から出てくる問題点については、市の施設整備で済むもの、あるいは市以外の東京都、国や警察等の機関に要請をするもの、あるいは市の管理権限を持たないものがありますので、それぞれにふり分けをして、関係機関等々に要望していくわけです。

先程の交通を規制するものについては、東京都公安委員会が所管することで、所轄の警察署でも決定できないといったことでもあるのです。通行の時間帯制限等が入ると、そこを通行するには通行証を警察へ定期的にもらいに行かなければならないといった手間がありますので、そのため地域でのトラブルが発生することもあるのです。規制をしてもいいですよという地域の皆さんの合意を取りつけて、公安委員会へ要請をしてくださいとなっていくものですから、どうしても時間がかかります。

委 員 長 ありがとうございます。では、家庭学習支援ソフトについて説明をお願いいたします。

主 幹 家庭学習支援ソフトについてでございますが、2月に副校長対象の研修会に業者を交えて説明を行っております。3月の春季休業中にも自主学習支援ということで、自主的に取り組んでまいりました子ども達に対する指導を行っております。国語、算数、それから数学につきましては、自分でこの学年のこの段階の学習をしたいといった場合には選択ができるようになっております。つまり、もう少し基礎的なことを学びたいければ、学年を下げて取り組み、終わったら結果が出ますので、丸であれば次の段階に進むことができます。逆に、高いレベルの問題をやりたければ、高学年のものを選ぶということができるようになっております。

それから、パソコンが御家庭にないケースでございますが、平野委員がおっしゃいましたように、これは学校でプリントをつくって対応しております。

PRについてでございますが、これについては、年度当初の保護者会で各学校から話をするとともに、5月の校長会でパソコン室でのソフトの使用状況についても調査をかけて、より利用促進するように指示をしたいと考えております。

以上でございます。

委員長 私も学習しやすいソフトや、教材として先生方が使うソフトについての開発に携わったことがあります。コンピューターを使って学習を行なうことが、子ども達の学力の定着や発想力を伸ばすことにつながるかについてはまだ研究途中なのです。従って、あまりこれだけに偏らないほうがよろしいかと思うのです。あらゆる学習のツールが出た際に、そのすべてについてきちんとやるべきだということ、多分学校現場が混乱すると思いますので、折り合いをうまくやっていくことなのだろうと思います。

平野委員 機会がありましたら、ソフトを拝見させていただきたいと思います。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告事項1を終ります。

次に、その他報告事項2、平成24年度福生市立小・中学校教育活動発表会について主幹より説明願います。

主幹 それでは、その他報告事項の2、平成24年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきまして御説明申し上げます。

平成24年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきましては、平成24年第2回教育委員会定例会で既に御報告させていただいておりますが、このたび教職員や保護者、地域の方々に配布する案内のチラシを作成いたしましたので、ここにお示しをいたします。これまでの発表校であります福生第二小学校及び福生第二中学校とは発表会に向けた打ち合わせを重ねてきておりますが、今後も準備を進めてまいりますので、教育委員の皆様には御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

報告、以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 チラシの下にあります各小・中学校の特色ある教育活動についての展示ですけれども、これは何日間展示されるのでしょうか。

主幹 当日のみの展示となります。

平野委員 時間かけて、この展示資料を作成されると思うのですけれども、1日だけではもったいないかなと思いました。

主幹 それにつきましては以前に御報告させていただいておりますが、各学校が毎年つくっております学校要覧内の「特色ある教育活動について」のページを拡大カラーコピーして展示しますので、市民の方々が御覧になりたい場合には、各学校の学校要覧お取り寄せいただければ見ることはできるようになっています。

平野委員 わかりました。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告事項2を終わります。ほかにその他報告はありませんか。

学校給食課長 それでは、本日御配付いたしました資料、学校給食用食材の放射性物質検査の実施についてでございます。平成23年度第3次補正予算で、安全・安心のための学校給食環境整備事業が文部科学省で実施され、東京都に放射性物質検査の機器が整備されました。その手順の運用の詳細が提示されましたので、内容につきまして説明をさせていただきます。今回実施いたします検査は、給食食材の放射性物質検査をいたします。検査方法につきましては、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査を東京都で実施いたします。検査回数でございますが、1給食センターにつき年3回で、1回の検査で4検体以内でございますので、福生市は年6回、24検体を検査いたします。

検査場所につきましては、多摩地区については立川市にあります東京都多摩教育センターで実施いたしますということでございます。

検査時間及び検査の通知についてでございますが、給食を提供する前日の13時から17時までに4検体を、学校給食課の職員が多摩教育センターに直接申し込みをいたします。検査結果につきましては、当日の8時までに東京都から市へ連絡がございます。その際、検体が50ベクレルを超えた場合には、その検体をゲルマニウム検査を実施し、検査結果を確定いたしますが、その検査結果は二、三日の時間がかかります。

なお、4検体の結果につきましては、市及び東京都のホームページで公表してまいります。今回の検査は1学期は4月26日から6月28日までの間で実施されますので、福生市では6月中の2日間を東京都に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

だんだん難しい言葉が出てきますね。ゲルマニウム検査の場合は、液体窒素を使うので結構な額がかかりますが、東京都が購入しているのですか。

学校給食課長 委託に出すそうです。

委員長 わかりました。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告の学校給食用食材の放射性物質検査の実施に

ついてを終わります。ほかにその他報告はありませんか。

参 事 それでは、2点ございますが、まず1点目、小学校移動教室の实地踏査報告についてでございます。本日御配付しました資料を御参照願います。

今年度の福生市立小学校の移動教室につきましては、第1回定例会で行き先を栃木県日光市方面として実施する方向で準備を進めることを御決定いただきました。そこで4月20日から1泊2日の行程で、校長4名、各小学校7校の代表者8名、教育委員会事務局から2名の計14名で、安全と安心をいかに確保するかという視点で現地を訪問し、各学校が予定しております活動場所の状況確認や関係機関への協力依頼、そして宿舍や食事場所での食材等の流通経路等も確認してまいりました。また、福生市から放射線量の測定器を持参し、地上5センチメートルでの放射線量を測定してまいりました。本日配付の資料の1枚目が測定値一覧でございます。そして、2枚目以降がそれぞれの測定場所の写真と、その際、測定をいたしました値を記載してございます。

本市の除染基準であります毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所が1カ所ございますが、この場所については備考欄に記載しましたとおり、児童の人数の関係から別の場所へ移動することになったため、影響はございません。この後、各学校では、实地踏査で確認をした場所から、各学校の活動に即した場所を選択し、行動計画を立案することになります。あくまでも安全に移動教室を実施するということを重点に置きまして、細心の準備とできる限りの配慮が必要ということを各学校へ周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡 辺 委 員 日光市でも測定はされているかと思うのですが、それと今回の数値の差とかというのはありますか。

参 事 例えば東照宮等につきましては、日光市でも細かく測定しておりますので、その値を参考として行動計画を立てます。日光市と今回の測定については、ほとんど値は変わっておりません。

委 員 長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告の小学校移動教室の实地踏査報告についてを終わります。ほかにその他報告はありませんか。

参 事 本日御配付申し上げました生活指導の徹底の通知でございます。先程、教育長報告でありましたとおり、八王子市の中学生のバスジャック事件を

受けまして、東京都教育委員会が通知したものでございまして、この事件の再発防止に向けて、生命の尊重、規範意識の醸成、児童生徒の行動等の把握の3項目の対応が示されております。本市では一昨日、特別支援学校設置校長会がございまして、8校の校長先生が集まりましたので、既にこの通知の意味するところ、ねらい、そして指導等について申し上げたところです。残る2校につきましては、すぐに各学校へ訪問させていただいたところです。その後、午後6時から東京都庁におきまして臨時指導事務主幹課長会に出席し、指導部からこの事故の再発防止等を含めた生活指導の充実を図るための具体的な取組等に係る指示がございましたので、5月1日の定例校長会で詳細についてお示しいたす予定でございます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたらその他報告の生活指導の徹底の通知についてを終わります。

ほかにございますか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、平成24年第4回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時35分 閉会